

【参考資料 3】

新潟市障がい者施策審議会に対する意見（高岡委員提出）

昨日の審議会が今年度の最終会議ということと、十分に発言する時間がありませんでしたので、補足意見を記させていただきます。

私は、初回以降一貫して障がい者の所得補償制度である障害年金に関し、自治体の立場でなすべきことがあるのではないかとこの立場から発言させていただきました。

それらの発言が、3次計画の中に抽象的文言ではありますが、取り込まれたことは納得しております。また、6年間の長期にわたる計画ですから抽象的にならざるを得ないことも理解しております。

今後は、各年度計画の中でどう展開・具体化していくかが問われることになると考えております。そこで、ここでは私が考えている具体案を提示させていただきたいと思っております。27年度の具体的な展開上考慮いただければ幸いです。

1. 「福祉のしおり」「施設等のガイドブック」への障害年金に関する記述の充実

初回の審議会の資料として拝見し、その記載が簡潔すぎることに茫然とし、発言させたいいただいたこともあり、その後政令指定市を中心に、都道府県の同様の広報資料を、インターネットで可能な限り調査しましたが、その記述は千差万別も、新潟市のような淡白な記述例は少数でした。ぜひ充実した記述にさせていただきたい。

2. 相談事業に関して

(1) 相談業務従事者のスキルアップ

障がい者を対象とした相談事業の多様さは、今回委員になって初めて知りました。この多様な相談事業に携わる人数もかなり多いものと推定しますが、相談事業に関わる方々に、スキルアップ策の一つとして、ぜひ障害年金に関する知識習得の場を設けてください。

具多的には、相談員の方々の研修カリキュラムに、年金機構の職員もしくは障害年金に詳しい社会保険労務士を講師とした単元を設けていただきたい。

(2) 市が定期的に主催する、法律相談や労働相談等の相談事業に、障害年金相談に特化した相談機会を設けていただきたい。通年での開催が無理なら、既存の相談会の機会の何回かを障害年金相談の場とできないか検討いただきたい。

3. 同行支援的支援

障害年金の請求手続き、掌中、精神疾患、知的障がい、発達障害、特定疾患等の難病については、請求準備段階から相当の労力、専門知識が必要になります。準備段階からの支援がなく当事者のみで請求に至るまでは困難が伴います（結果として不支給処分になる例が極めて多い）。視覚障がいの方の同行支援的な方法で、支援体制をとることは考えられないでしょうか。

支援者は相当高度の知識を要することになりますが、県社会保険労務士会に働きかけ、低報酬での有償ボランティアなど考えられないでしょうか。東京都23区には、区が社労士を委嘱し、支援をしている実例があります。

平成27年1月31日